

**札幌市発注工事等の現場における
女性従事者の作業服等の装備品購入助成金交付要綱**

平成 27 年 3 月 31 日 建設局長決裁
平成 27 年 12 月 3 日 一部改定
平成 28 年 4 月 1 日 一部改定
令和 2 年 3 月 31 日 一部改定
令和 4 年 9 月 22 日 一部改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、女性の建設業界への入職、定着の促進を図るべく、工事又は業務（以下、「工事等」という。）の現場に従事する女性にとって、安全・安心な働きやすい職場環境を整備するため、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の作業服等の装備品購入に対する助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「対象事業主」とは、次のアからウのいずれにも該当するものをいう。

ア 札幌市発注工事等（以下、「対象工事等」という。）を受注（施工中も含む。また、元請けに限らず下請けも含む。）しており、今後対象工事等の現場で作業することが確実となっているもの。

イ 札幌市税に滞納がないもの。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないもの。

(2) 「対象労働者」とは、次のア及びイのいずれにも該当するものをいう。ただし、国（独立行政法人を含む）や他の自治体等から同様の助成金を受けている者（受けることが決定している者を含む）については、助成の対象とはならない。

ア 対象事業主に雇用又は派遣されている女性

イ 対象工事等の現場に従事する機会がある女性

(3) 「対象装備品」とは、対象工事等の現場に従事するうえで安全性などを確保するために必要不可欠な次のアからキのいずれかに該当するものをいう。

ア 作業服

イ 防寒服

ウ 長靴

エ 安全靴

- オ ヘルメット
- カ 安全帯
- キ 上記アからカに準ずる装備品

(助成金の交付)

第3条 市長は、対象労働者のために対象装備品の購入を行う対象事業主に対して、予算の範囲内で、この要綱に定めるところにより助成金を交付する。

(助成金額)

第4条 対象事業主に対する助成金の交付額は、予算の範囲内において、前条の対象装備品の購入に要する費用（各年度（4月1日～3月31日）ごとに、各対象事業主について、対象労働者1名につき各人3万円を上限額とし、合計で15万円を上限額とする。）を交付するものとする。なお、助成対象額には消費税等相当額を含むものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の作業服等の装備品購入助成金交付申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条(1)のアに該当することが証明できる書類（契約書（名称、金額、工期がわかるページ）の写し等）
- (2) 女性が従事していることがわかる書類（作業員名簿、配置計画書等）
- (3) 第2条(3)に該当することがわかる書類（商品カタログの写し等）
- (4) 助成金交付申請額が確認できる書類（発注書の写し等）
- (5) アンケート（取組実施前（女性従事者用））
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定等)

第6条 市長が申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、助成金の交付を決定する。

- 2 交付を決定したときは、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の作業服等の装備品購入助成金交付決定通知書（様式2）により、助成金の交付申請をした対象事業主に通知する。
- 3 助成金の交付要件に適合しないと認められる場合においては、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の作業服等の装備品購入助成金不交付決定通知書（様式3）により、助成金の交付申請をした対象事業主に通知する。

(変更の報告)

第7条 対象事業主は、第5条の規定に基づく申請書を提出した後において、申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに書面によりその内容を市長に報告しなければならない。（申請を行った年度の末日である3月31日までに報告する）

(購入の報告)

第8条 対象事業主は、対象装備品を購入したときは、原則として、ただちに札幌市発注工事等の現場における女性従事者の作業服等の装備品購入報告書(様式4)(以下、「購入報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した装備品及び購入金額が確認できる書類(領収書の写し等)
- (2) アンケート(取組実施後(女性従事者用、事業主用))

(助成金額の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により購入報告書の提出を受けたときは、申請書の内容と相違がないか審査し、適当と認められる場合は、助成金額を決定し交付するものとする。

(調査等への協力)

第10条 対象事業主は、この要綱による助成金の交付等に関して、必要な調査等を市長が行うときにはこれに協力しなければならない。

(助成の決定の取消し等)

第11条 市長は、第6条により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができ、助成金を交付している場合は返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 前条に基づく調査に協力を得られないと認めたとき。
- (4) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。